

バリアフリー法の改正について

【経緯】

- ・平成 6 年度

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」
(ハートビル法) 施行

高齢者や身体障害者などの方々が安心して利用できる建築物(ハートビル)の建築を促進することにより、誰もが快適に暮らせるような生活環境づくりを目的とした法律。



- ・平成 12 年度

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
(交通バリアフリー法) 施行

公共交通機関の駅や電車などの乗り物をバリアフリー化することを目的とした法律で、この法律により、駅構内へのエレベーター、エスカレーター、スロープなどの設置や運賃表、ホームへの案内板などの点字表示などが改善されるようになった。



- ・平成 18 年度

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法) 施行

高齢者・障害者・妊婦・けが人等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とする地区や高齢者・障害者などが利用する施設などが集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、バリアフリー化のためのソフト施策も充実を図った法律。



- ・平成 30 年度、令和 2 年度

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正
「改正バリアフリー法」

2020 年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、平成 30 年に改正された。

令和 2 年には、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフト対策を強化することを目的として再度改正された。

【バリアフリー法の主な見直し項目】

○基本理念、責務

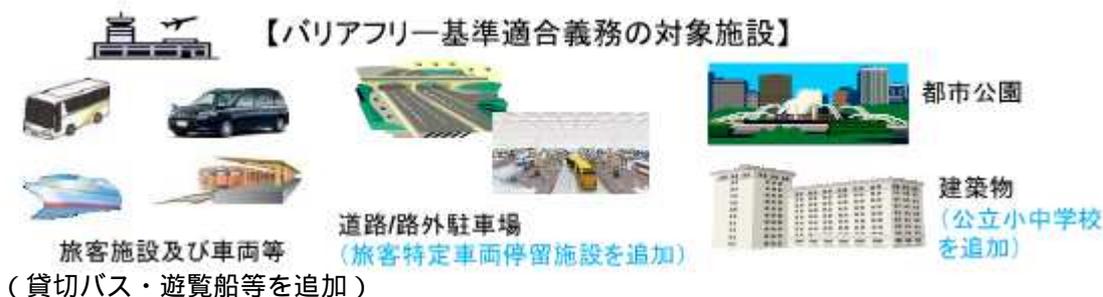
- ・理念規定として、「共生社会の実現」 1、「社会的障壁の除去」 2を明確に位置付け
 - 1 共生社会とは、全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会のことです。
 - 2 社会的障壁とは、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物等のことです。
- ・国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援を明記

○国、地方公共団体、施設設置管理者等におけるバリアフリー化の推進

- ・国土交通大臣が接遇、研修のあり方を含むソフト対策のガイドラインを作成
- ・市町村等がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設
- ・公共交通事業者がハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設
- ・公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設

○バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- ・公立小中学校、バス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）及び貸切バス・遊覧船等を追加



○「心のバリアフリー」の推進、当事者による評価

- ・公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適切な利用の推進」等を追加
- ・障害者等へのサービス提供について、国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進
- ・市町村等による「心のバリアフリー」の推進（主務大臣に文科大臣を追加）
 - 目的規定、国が定める基本方針、市町村等が定めるマスタープランの記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- ・各施設設置管理者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - 公共交通事業者等に対して、スロープ板の適切な操作、明るさの確保などソフト基準遵守義務創設